千葉市オープンカウンター方式による見積り合わせ実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、オープンカウンター方式により物品の調達又は製造請負（（印刷の請負を除く）以下「物品調達等」という。）の見積り合わせを行う場合の取扱いについて、千葉市契約規則（昭和４０年規則第３号。以下「規則」という。）、その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等の見積り合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積り合わせへの参加を希望する者（以下「見積り合わせ参加者」という。）からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。

（オープンカウンター方式に係る事務の執行者）

第３条　オープンカウンター方式に係る事務は、契約課長が行う。

（参加資格等）

第４条　見積り合わせ参加者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者に該当する者であること。ただし、契約課長が必要と認めるときは、中小企業者以外の者についても参加させることができる。

（３）千葉市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）であること。ただし、契約課長が必要と認めるときは、市内業者以外の者についても参加させることができる。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

　　イ　当該見積り合わせ期日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　見積り合わせ期日において、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成２４年４月１日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者

２　契約課長は、別に定めるところにより、見積り合わせに参加できる者の条件を附することができる。

（対象物件）

第５条　この要領の対象となる物品調達等（以下「対象物件」という。）は、契約課長へ調達依頼があったもののうち、予定価格が規則第２１条の２に定める随意契約ができる金額以下のものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領の対象としないことができる。

（１）仕様説明会等で見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。

（２）やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、基準となる見積期間が確保できないとき。

（３）政令第１６７条の２第１項第２号から第９号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。

（４）その他、契約課長がオープンカウンター方式によることが不適当であると判断したとき。

（対象物件の公表）

第６条　対象物件の公表は、次の方法により契約課長が指定した日に行い、原則として５日以上（閉庁日を除く）の公表期間を設けるものとする。

（１）千葉市ホームページの入札情報等ポータルページ（以下「千葉市ホームページ」という。）での公表

（２）契約課掲示板での公表

（３）ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）での公表。

　　ただし、契約課長が指定したものに限る。

２　公表する事項は、品名、規格、品質、数量、単位、納入期限等を記載した仕様書、見積書提出期限、見積書提出方法等とする。

（質問回答書及び同等品確認申請書の提出）

第７条　見積り合わせ参加者は、仕様書等に関する質問がある場合は、対象物件ごとに指定された日時までに、契約課に質問回答書を提出するものとする。

２　見積り合わせ参加者は、対象物件が同等品での見積りが可能である場合において、参考商品以外での見積りを行いたいときは、対象物件ごとに指定された日時までに、契約課に同等品確認申請書等を提出し、その可否の判断を受けるものとする。

（質問に対する回答及び同等品確認申請に対する結果通知）

第８条　質問に対する回答及び同等品確認申請に対する結果通知は、千葉市ホームページに掲載する。

２　前項により承認を得た同等品の申請内容に、虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様要件を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に誤りが認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

（見積書の提出）

第９条　見積り合わせ参加者は、指定された日時までにちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用し見積書を提出するものとし、紙による見積書の提出は原則認めない。ただし、契約課長が電子入札システムによらず紙の見積書をもって行う見積り合わせ（以下「紙による見積り合わせ」という。）を執行することとしたときは、指定された日時までに契約課に紙の見積書を提出するものとする。

（見積書の書換え等の禁止）

第１０条　提出された見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（無効な見積書）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

（１）第４条に規定するオープンカウンター方式による見積り合わせに参加する資格がない者の行った見積書

（２）記名押印又は訂正印を欠く見積書（紙による見積り合わせの場合に限る。）

（３）金額を訂正した見積書（紙による見積り合わせの場合に限る。）

（４）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

（５）明らかに連合であると認められる見積書

（６）同一事項の見積りについて他人の代理人を兼ね、又は２通以上の代理をした者の見積書

（７）再度見積における見積金額が、前回の見積りの最低金額以上の額の見積書

（８）誓約書の提出を求めている見積り合わせにおいて、その提出がない見積書

（９）仕様書等で定める見積りの提出条件に違反して提出された見積書

（１０）同等品として承認されていない物品で見積りを行った見積書

（１１）見積りの内訳と金額が一致しない見積書

（１２）見積書の開封前に、見積者から錯誤等により見積りをした旨の申し出があった見積書

（１３）見積書提出後、契約相手方の決定までに、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領等に基づく指名停止措置を受けた者が提出した見積書

（１４） 指定された日時までに到着しない見積書

（１５） その他オープンカウンター方式による見積り合わせの円滑な遂行を妨げる行為等を行った者が提出した見積書

（契約相手方の決定）

第１２条　契約の相手方は、有効な見積書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格

の見積りを行った者とする。

２　電子入札システムによる見積り合わせにおいて、見積決定となるべき同額の見積書が２者以上から提出された場合は、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定する。

３　紙による見積り合わせにおいて、見積決定となるべき同額の見積書が２者以上から提出された場合は、くじにより契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積りに関係のない本市職員にくじを引かせるものとし、見積者は、その結果に異議を申し立てることはできない。

（オープンカウンター方式による見積り合わせの成立）

第１３条　有効な見積りを行った者が１者以上であるとき、当該見積り合わせは成立するものとする。

（再度の見積り合わせ）

第１４条　見積り合わせの結果、最低見積価格が予定価格を超えている場合は、当該見積り合わせに参加した者に対して通知し、再度見積り合わせを行うことができる。

２　前項において、再度の見積り合わせに応じる者がなかった場合は、見積不調とする。

（見積り合わせの中止等）

第１５条　見積り合わせ参加者がいないときは、当該見積り合わせを中止する。

２　前項の規定にかかわらず、契約課長は、不正の見積り合わせが行われるおそれがあると認め

るとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、見積り合わせを中止、又は見積

書提出期限を延期することができる。

（契約相手方の公表）

第１６条　決定した契約の相手方及び契約金額は、千葉市ホームページにおいて公表するものとする。

（異議の申し立て）

第１７条　契約課長は、見積者から見積書提出後に、この要領、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申立てがあっても、受け付けない。

附　則

１　この要領は、平成３０年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成３１年３月３１日までを試行期間とし、契約課長の判断により、本要領によらずに物品調達等を行うことができる。

附　則

　　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

　　この要領は、令和２年１２月１日から施行する。